

静岡県と日本生命保険相互会社との包括連携協定

静岡県（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図るため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な相互連携により、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、県民が健康で豊かに暮らせる環境づくりと、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 健康増進、子育て家庭・高齢者・障害のある方への支援に関すること
- (2) 子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関すること
- (3) 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関すること
- (4) 県民生活の向上や環境の保全に関すること
- (5) 文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- (6) 県産品の販路拡大や地産地消の推進、地域産業の振興に関すること
- (7) 県政の情報発信に関すること
- (8) その他、県政の推進や住民サービスの提供に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める事項に係る取組の一部を、乙の関係会社に実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定を解約しようとする場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく取組において知り得た相手方の秘密について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して、疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成30年8月10日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

川勝洋太

乙：大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番地12
日本生命保険相互会社
代表取締役副社長執行役員

小林一比